

茨城県報

第6040号

昭和47年8月10日

木 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●筑波町内の字区域の変更(地方課)	1
●那珂湊市内の字区域の変更(〃)	2
●水海道市内の字区域の変更(〃)	3
●療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの等(国民健康保険課)	3
●換地処分の届出(2件)(農地管理課)	4
●土地改良事業の認可(2件)(〃)	4
●土地改良区の定款変更(〃)	5
●換地計画の縦覧(〃)	5
●土地改良事業の縦覧(3件)(〃)	5
●基幹道路の整備工事(道路維持課)	5
●公有水面埋立計画変更の許可(港湾課)	7
●道路位置の指定(建築指導課)	8

公 告

●土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更(都市計画課)	9
●開発行為の工事完了(建築指導課)	9

告 示

茨城県告示第765号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき筑波町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年8月11日から効力を生ずるものである。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字寺具字小提上 111番、112番、113番、114番、115番の1、115番の2、115番の3、116番、
130番、131番の1、132番、133番の1、214番の1、214番の2、215番、216番、
217番、218番、219番、220番、221番、222番、223番、227番、228番、229番、
230番

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

大字寺具字砂頭 117番、126番の4、126番の5、127番

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

大字寺具字台 224番, 225番, 226番, 231番, 232番, 233番, 234番, 235番, 236番, 237番, 238番, 239番, 240番の1, 240番の2, 241番, 242番, 243番, 244番, 245番のイ, 245番のロ, 246番, 247番, 248番, 253番, 254番, 257番, 258番の1, 259番の2, 259番の3, 262番, 263番の1, 263番の2, 264番, 265番, 266番, 269番, 270番, 271番, 272番, 273番, 274番, 275番, 276番, 277番, 278番, 279番, 280番, 281番の1, 281番の2, 282番, 283番, 284番, 285番, 297番, 298番

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

大字寺具字久保 526番, 527番, 528番, 529番, 530番, 535番, 536番, 537番, 538番, 539番, 540番, 542番, 543番, 544番, 545番の1, 545番の2, 546番, 547番, 548番, 549番, 550番, 551番, 552番, 553番

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

大字寺具字番屋 554番, 555番, 556番, 557番, 558番, 559番, 560番, 561番, 562番, 563番, 564番, 565番, 566番, 567番, 568番の1, 568番の2, 568番の3, 569番, 570番, 571番, 572番, 573番, 574番, 575番の1, 575番の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

大字寺具字山東地 623番, 624番, 625番, 626番, 627番, 628番, 629番, 630番, 631番, 632番, 633番, 634番, 635番, 636番, 637番, 638番, 639番, 640番, 641番, 642番, 643番の1, 643番の2, 644番, 645番, 646番, 647番, 648番, 649番の1, 649番の2, 650番, 651番, 652番, 653番, 654番, 655番, 656番, 657番, 658番, 659番, 660番, 661番, 662番, 663番の1, 663番の2, 663番の3, 663番の4, 663番の5, 663番の6, 663番の7, 663番の8

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字寺具字北浦に変更

茨城県告示第766号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき那珂湊市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨, 同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年8月11日から効力を生ずるものである。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

那珂湊市柳沢字中道 497番の1, 497番の2, 498番から501番まで, 502番の1, 502番の2, 503番の1, 503番の2, 503番の3, 504番から508番まで, 509番の1, 509番の2, 511番から516番まで, 517番の1, 517番の2, 字寺脇^{628番}_{629番}合併, 630番の1, 631番の1

及びこれに伴う国有地の道路等の全部を字御所ノ内に変更

茨城県告示第767号

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき水海道市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第 179 条の規定により昭和47年8月11日から効力を生ずるものである。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

町の区域の一部変更

相野谷町字大広見 956番の2, 958番の2

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を中山町字沼に変更

字の区域の一部変更

中山町字東沼 448番の1, 449番から456番まで, 456番の1, 456番の2, 459番, 460番, 463番から495番まで, 496番の1

及びこれに伴う道路、水路等の国有地の全部を中山町字沼に変更

茨城県告示第768号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012.140.0	47.7.15	山本整形外科	山本芳弥	水戸市千波町千波山478の3	47.7.15	全国
012.141.8	〃	高木整形外科医院	高木俊男	水戸市大塚町1473-6	〃	〃
022.080.6	47.7.1	鈴木医院	鈴木雅美	日立市弁天町1-16-10	47.7.1	〃
032.093.7	47.7.8	菅沢耳鼻咽喉科医院	菅沢、享	土浦市三好町3328-24	47.7.8	〃
052.029.6	47.7.10	滝田整形外科病院	滝田孝博	石岡市青木町818	47.7.10	〃
112.023.7	47.7.15	軽部医院	軽部茂穂	水海道市森下町3815	47.7.15	〃

312.052.4	47. 7. 15	アジラ内科医院	阿 部 良 夫	東茨城郡常北町 石塚2090の2	47. 7. 15	全国
013.064.7	〃	茨城県身体障害 者小児歯科治療 センター	堤 安	水戸市見和町 292の1	〃	〃

茨城県告示第769号

昭和47年 6 月23日付農管指令第 154 号をもつて認可した共同施行中山地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第770号

昭和47年 6 月22日付農管指令第 148 号をもつて認可した那珂湊市宮柳沢地区の換地計画については、昭和47年 7 月 6 日換地処分が完了した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第771号

昭和47年 1 月21日付で千波湖土地改良区から申請のあつた町裏江地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 6 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和47年 8 月 1 日認可したから、同法第48条第 8 項の規定により公告する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 6 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第 8 項の規定により公告する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
中妻地区土地改良区	杉 崎 地 区	昭和47年 3 月14日	昭和47年 8 月 4 日
千 波 湖 土 地 改 良 区	下 大 野 地 区	昭和47年 1 月21日	同 上

千波湖土地改良区	栗崎地区	昭和47年 1 月 21 日	昭和47年 8 月 4 日
石岡台地土地改良区	互谷下宿地区	昭和47年 2 月 1 日	同 上
小場江堰土地改良区	中河内地区	昭和47年 5 月 24 日	同 上

茨城県告示第773号

昭和47年 3 月 14 日付で中妻地区土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和47年 8 月 4 日認可した。

昭和47年 8 月 10 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第774号

昭和47年 5 月 4 日付で認可申請のあつた中妻地区土地改良区・中妻地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年 8 月 10 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年 8 月 17 日から昭和47年 9 月 6 日まで

3 縦覧の場所

内原町役場

茨城県告示第775号

稲敷郡美浦村大字茂呂 茂呂量平ほか22名から昭和47年 6 月 22 日付で認可申請のあつた茂呂地区土地改良事業（共同施行）は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年 8 月 10 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

(ア) 茂呂地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 茂呂地区土地改良事業計画の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和47年 8 月17日から昭和47年 9 月 6 日まで

3 縦 覧 の 場 所

美浦村役場

茨城県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第6項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業を行なう土地改良区定款（写し）、および事業計画書（写し）を縦覧に供する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	縦 覧 期 間	縦 覧 の 場 所
豊田新利根土地改良区	豊 田 地 区	昭和47年 8 月17日から 昭和47年 9 月 6 日まで	竜ヶ崎 市 役 所
同 上	長 峰 地 区	同 上	同 上

茨城県告示第777号

大宮町長岡部勝一から昭和47年 6 月30日付で認可申請のあつた小場地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する、同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

小場地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和47年 8 月12日から昭和47年 9 月 1 日まで

3 縦 覧 の 場 所

大宮町役場

茨城県告示第778号

基幹道路の整備工事を次のとおり施行するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和45年政令第104号）第6条第2項の規定により告示する。

昭和47年 8 月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

路 線 名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工事開始の日
野 沢 線	那珂郡緒川村大字上小瀬字小草 2633番の1から 那珂郡緒川村大字上瀬字六把田2550番まで	道路改良	昭和47年8月10日
榎戸塙下川西線	那珂郡山方町大字小貫字岡外内 675番の2から 那珂郡山方町大字小貫字岩下1402番まで	〃	〃
湯之網八反線	北茨城市関南町神岡下字天神前1307番から 北茨城市関本町福田字榎木内2333番まで	〃	〃
真瀬久保諏訪下線	久慈郡大子町大字小生瀬字羽抜田 2877番の1から 久慈郡大子町大字大生瀬字立神256番まで	〃	〃
折橋生田線	久慈郡里美村大字大中字根岸260番から 久慈郡里美村大字小中字原の前909番まで	〃	〃
町田西河内里道線	久慈郡水府村大字町田字北向814番から 久慈郡水府村大字町田字杉平入1256番まで	〃	〃

茨城県告示第779号

昭和47年1月14日港指令第1号をもつて免許した土浦港港湾区域内の公有水面埋立てについては、次のとおり計画変更を許可した。

昭和47年8月10日

土浦港港湾管理者の長
茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋立計画変更の許可を受けた者の住所氏名
土浦市下高津町520番地
土浦市長 箱 根 宏
- 2 埋立計画変更を許可した公有水面
土浦市川口町5126番地先土浦港港湾区域内公有水面
- 3 埋立計画変更許可後の面積
1,947平方メートル

4 埋立計画変更を許可した年月日

昭和47年7月31日(港指令第8号)

茨城県告示第780号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	47. 8. 10	那珂郡大宮町泉字新山541—218	4.00	41.80 (回 転 広 場 つ き)
2	〃	勝田市大字田彦字雷土1333	4.00	28.00

B

1	47. 8. 10	水海道市天満町字峯下2502—9, 2495—21	4.00	34.60
---	-----------	---------------------------	------	-------

C

1	47. 8. 10	土浦市大字乙戸字下夕道532—1, —2	4.00	34.50
---	-----------	----------------------	------	-------

D

1	47. 8. 10	結城市大字結城字作の谷9372—17	4.00	142.00
---	-----------	--------------------	------	--------

E

1	47. 8. 10	多賀郡十王町大字伊師本郷字後谷1148—2	6.00	42.90
2	〃	日立市水木町字南廻141—2	4.05	29.20
3	〃	多賀郡十王町大字友部字中ノ内1611—1, 1611—5	4.00 6.00	35.00 23.50
4	〃	日立市中成沢町1丁目1167—3, 1159—6	4.25	20.70
5	〃	〃 大久保町2丁目498—2, 500—2	4.00	22.80

公 告

●古河市三杉土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更

土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更について認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組 合 の 名 称 古河市三杉土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和45年5月15日から昭和48年3月31日まで
- 3 事 務 所 の 所 在 地 古河市大字古河5386番地の1 古河市役所内
- 4 設 立 認 可 の 年 月 日 昭和45年5月15日
- 6 変 更 認 可 の 年 月 日 昭和47年8月4日

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年7月5日に完了したことを公告する。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称
東茨城郡内原町大字大足字豆後田1091番, 1088, 1095の合併番
- 2 事業主の氏名及び住所
東茨城郡内原町大足1088
有限会社 水 戸
代表取締役 鈴 木 実

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年7月28日に完了したことを公告する。

昭和47年8月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
新治郡新治村大字上坂田字浦山1446番地—1, 1446番—2
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市真鍋993番地
関鉄碎石株式会社
代表取締役 島 村 正 雄

県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所